

答 申 第 18 号
平成21年 9月30日

松阪市長 山 中 光 茂 様
松阪市教育委員会 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

1. 松阪市個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
2. 松阪市個人情報保護条例第8条第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成21年9月17日 第11回松阪市個人情報保護審査会

答 申

<p>審査案件</p>	<p>外国人の子どもの就学状況調査のための外国人登録情報の目的外利用、本人以外からの収集及び外部提供</p>
<p>審査会の意見</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人情報の本人以外からの収集の制限の適用を除外することはやむを得ないものと認める。ただし、個人情報の本人からの収集を原則とする条例の趣旨を踏まえ、本人以外から収集する個人情報の範囲やその必要性を十分に検討し、事務に必要な範囲で最小限の収集とすることが望まれる。 2. 本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。 3. 個人情報の目的外利用及び外部提供に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。ただし、目的外利用及び外部提供を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、その必要性や範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が利用、提供されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。 4. 個人情報を利用、提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。 5. 当該事務事業実施にあたり、情報を取扱う者への守秘義務遵守等の教育指導を徹底し、特に情報管理に万全を期すよう必要な措置を講じられたい。
<p>審査内容</p>	<p>市教育委員会策定「外国人児童生徒の人権に関わる教育指針」の方針に則り、外国人の子どもの就学への支援事業の基礎情報として、外国人登録者の情報を利用することについて合理性が認められ、個人情報の本人からの収集、目的外利用及び提供に関する制限の原則の適用を除外することについて相当な理由があるといえる。</p> <p>一方本調査には市職員以外の不就学調査員が業務に当たることのことであるが、本調査員の身分は、地方公務員法上の特別職の公務員となることから、地方公務員法の趣旨を徹底するとともに、調査実施にあつては庁舎外部での作業となることも踏まえ、情報管理において当該情報の漏えいや紛失などの事故が発生しないよう措置を行う必要があると思われる。</p> <p>当該事務取り扱いによる外国人の子どもの就学支援は、対象者にとり有意義な事業であるといえ、その事業計画に沿った個人情報の収集、利用、提供においては、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
<p>審査日</p>	<p>平成21年9月17日（木）</p>
<p>個人情報取扱事務の名称</p>	<p>外国人の子どもの就学状況調査</p>
<p>利用・収集・提供する個人情報の項目</p>	<p>氏名、生年月日、住所、国籍、世帯情報、続柄</p>
<p>事務の目的</p>	<p>日本の小学校、中学校の就学年齢にありながら就学していない外国人の実態を調査し、就学の促進を図る。</p>
<p>所管課（室）等</p>	<p>教育委員会 人権まなび課 生活部 市民課</p>